

# 後期高齢者医療制度

# 高すぎる医療費負担を軽減するため市は努力を

日本共産党



今回は、9月議会の一般質問で鈴木たくや議員がおこなった後期高齢者医療制度についての質問についてお伝えします。

## 保険の原則ふみ外した制度は廃止を

**鈴木** 2008年からスタートした75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度は、高齢者のみなさんから根強く反対の声、廃止を求める声があげつつられています。それは、この制度が年齢で医療保険を区別し、高齢者が医療を受けることが悪いかのように描いて、医療費の伸びを抑えることが目的になっているからです。

国民的な批判にこたえる形で、低所得者に対する保険料の減免制度の創設、受けられる医療を制限するしくみの中止などが図られてきました。しかし、2年ごとに、医療費の伸びや高齢化の進展に応じて自動的に保険料が値上げされるしくみは温存され、東京都の場合、今年4月から一人あたり平均4165円(4.94%)の値上げがおこなわれました。

民主党政権は、3年後に新たな制度へ移行する方針を示していますが、年齢で区切って保険を別勘定にするなど、後期高齢者医療制度の根本的問題点を引き継ぐ案となっています。

そもそも、保険というのは、若年者も高齢者も、健康な人も病気をもらった人も一緒に加入することで、万が一病気になるても、また、病気がちの人であっても、医療を受ける権利を保障するものではありません。

その原則をふみ外した後期高齢者医療制度は廃止し、新たな年齢で区切ることをしない医療制度をスタートさせることが必要です。それに向けてまずは、元の老人保健制度に戻した上で、

減らされた国庫負担を抜本的に増額する対策が必要だと考えます。

後期高齢者医療制度は国の制度のため、市ができることは限られます。しかし、国の制度が問題点を多く含む時、市民が尊厳をもって生きられ、必要な医療をうけられるように、自治体独自でおこなう仕事はさまざまあると考えます。その立場から以下、質問します。

## 保険料はどう変わったか？対策は？

**鈴木** 保険料は4月から平均いくら値上げとなったか？

**市長** 平成22年度と平成21年度の一人当たりの保険料を比較しますと、平成22年度が7万6,785円、平成21年度が7万5,197円で、1,588円の増となっております。

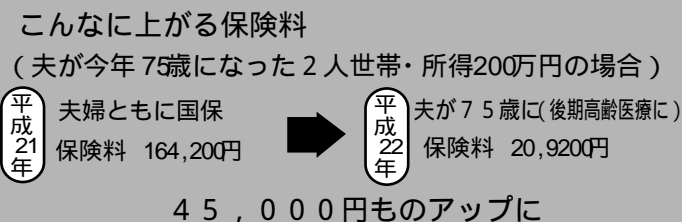
**鈴木** 何パーセントの被保険者の保険料が値上げとなったか？

**市長** 平成22年度の保険料率の改定は、均等割は据え置き、所得割を6.56%から7.18%に改定しました。このことから、所得割課税者のみが改定されたことになり、課税者全体の39.4%が値上げとなっています。

**鈴木** 夫が後期高齢者医療被保険者となり、夫婦ともに国保に加入していた昨年度と比べ約6万円も保険料が値上げになった市民がいる。なんらかの対策を講じるべきではないか？

**市長** 後期高齢者医療制度については、少子高齢化が進行する中、国民皆保険制度を維持するため、平成20年度に創設されたものですが、これまでの実情を踏まえ、現在、国において、

「高齢者医療制度改革会議」を設置し、制度の見直しを検討しているところでありますので、その動向を注視していきたいと考えております。



## 短期証・資格証の状況は？

**鈴木** 短期証の発行状況、発行方法は怎么样了。どのような基準で発行しているか？

**市長** 短期被保険者証については、平成22年9月7日現在11人に交付しております。交付方法については、窓口交付が2件、自宅訪問が6件、郵送が3件となっております。

短期被保険者証は、「東京都後期高齢者医療短期被保険者証の取り扱いに関する要綱」に基づき、保険料納付の督促、催促に対して応じようとするしない者、納付相談、事前調査等に応じようとするしない者、納付相談等において取り決めた保険料の納付方法について誠意をもって履行しようとするしない者、のいずれかに該当する者に対して発行しております。

**鈴木** 資格証の発行はおこなうべきでないと思うがどうか。

次回の無料法律相談は11月9日(火)午後1時半からです。電話でお申し込みください。

・中原 554-1163・市川 554-1140・鈴木 080-1058-9450まで。

**市長** 資格証明書の発行については、国の動き、広域連合の  
見解を見ながら、現在、検討しているところであります。

**鈴木** 窓口負担が実際には1割でよいのに、広域連合からは  
3割と通知されている市民にたいする対応はどうなっているか。  
もれなく1割に変更されているか？

**市長** 窓口負担割合については、被保険者の市民税課税所得  
が145万円未満の方は1割、145万円以上の方は3割とな  
っておりますが、3割の方のうち、収入金額が一定額以下の方  
は、1割負担となります。

また、1割負担の適用を受ける際は、「高齢者の医療の確保  
に関する法律施行規則」に基づき、申請が義務付けられており  
ますことから、この一定額以下の方を事前に調査し、対象とな  
る方に申請書を送付しております。

なお、申請書を送付したにも係わらず提出されない方につい  
ては、再度、申請書を郵送し申請するよう働きかけております。

## 市独自の医療費軽減策を

**鈴木** 日の出町がおこなっている75歳以上の医療費無料化  
制度、東大和市がおこなっている入院見舞金など、高齢者にた  
いする医療費の負担軽減制度をおこなうべきではないか？

**市長** 後期高齢者医療制度については、窓口負担割合は、現  
役世代が3割のところ、原則、1割に抑制しており、「東京都  
広域連合」においては、保険料を低く抑えるために、市区町村  
の財源により東京都の軽減施策を独自に実施していることなど  
から、医療費の無料化及び入院見舞金の給付を行う考えはあり  
ません。

...以上のような質疑となりました。

市財政はきびしい中ですが、羽村駅西口区画整理事業に  
は今年度6億4,000万円もの予算が組まれています。

多くの関係住民が反対するこの事業を見直すなど、税金  
の使い方を切り替えて、医療福祉・子育て支援など暮らし  
に予算を振り向けるため、ねばり強く頑張ります。